

2025年6月10日

各位

三井住友信託銀行株式会社

「結婚・子育て支援信託（愛称：つなぐ想い）」の特別約定の改定について

2025年7月10日より、商品改定にともない、特別約定を改定いたします。

<改定日> 2025年7月10日（木）

<改定内容> 設定時報酬の変更

商品改定の詳細は、[2025年4月25日付「結婚・子育て支援信託（愛称：つなぐ想い）」の申込受付再開および報酬変更について](#)をご参照ください。

特別約定の改定内容については、<新旧対照表>（下線部：変更部分）をご参照ください。

<新旧対照表>

改定前	改定後	改定理由
新設	<u>第16条（信託報酬等）</u> 当社は、 <u>信託設定時（新たに受益者を追加する場合を含みます）、約款に定める信託報酬に加えて、設定時報酬として、66,000円（税込）を収受します。</u> <u>設定時報酬は原則として、信託設定時に信託財産とは別に委託者が当社に支払うものとします。</u>	設定時報酬を新設するため
<u>第16条（適用条項）</u> 1 この特約に定めのない事項については、約款が適用されるものとします。 2 特約の条項と約款の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。 3 この特約および約款に定めのない事項が発生した場合には、当社が委託者と協議のうえ決定します。	<u>第17条（適用条項）</u> 1 この特約に定めのない事項については、約款が適用されるものとします。 2 特約の条項と約款の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。 3 この特約および約款に定めのない事項が発生した場合には、当社が委託者と協議のうえ決定します。	条番号を繰り下げのため

改定前	改定後	改定理由
附則 本特約は、 <u>2023年4月1日</u> より適用します。	附則 本特約は、 <u>2025年7月10日</u> より適用します。	適用日を変更するため

以上